

職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、本日付で、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分対象者	県立病院職員（一般級、20歳代、男性）
2 処分の内容	停職1月
3 事件の概要	処分対象者は、令和7年10月に新発田市内の飲食店で飲酒後、その帰宅途上で自転車を運転していたところ、パトカーに停車を命じられ酒気帯び運転で検挙されたもの。 (呼気中のアルコール濃度0.15mg/1以上)
4 処分理由	信用失墜行為の禁止違反

本件についてのお問い合わせ先
病院局総務課 参事（課長補佐） 田村
(直通) 025-280-5241 (内線) 3677